

東京都大気汚染医療費助成検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成制度全般にわたる総合的な検討を行うため、大気汚染医療費助成制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は次の事項を検討し、その結果を福祉保健局健康危機管理担当局長（以下「局長」という。）に報告する。

- (1) 助成範囲
- (2) 認定方法
- (3) 診断書の様式
- (4) 対象者の範囲
- (5) その他制度の見直しに関し必要な事項

(組織)

第3 委員会は、学識経験のある者及び関係行政機関の代表のうちから、局長が委嘱又は任命する委員15人以内で組織する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5 委員会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。
 - 3 会長は、委員会の会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

- 第6 局長は専門の事項を検討するため、必要があるときは委員会に部会を設けることができる。
- 2 部会の委員は委員会の委員及び委員会の委員以外の関係者のうちから局長が委嘱又は任命する。
 - 3 部会の委員の任期は、委員会の委員の任期に準ずる。

(招集等)

- 第7 委員会の招集は、会長が行う。ただし、会長が未選任の時は局長が行う。
- 2 会長（前項ただし書きに該当する場合は局長）は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(委員会の公開等)

- 第8 委員会の会議並びに会議に係る検討資料及び会議録等（以下「会議等」という。）は、公開する。ただし、次の各号に該当するときは、会議等を非公開とすることができる。
- (1) 会議等において取り扱う情報が、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条第1号から第7号までに該当するとき。
 - (2) 会議等を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、福祉保健局健康安全部環境保健衛生課において処理する。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。